No.27

スポーツ推進委員だより

エンジョイスポーツ

問い合わせ先
菊池市
スポーツ推進委員
協議会広報部
☎0968(25)7234

市民スポレク祭開催

恒例の市民スポレク祭が2月9日、総合体育館で開催され、約100人の市民がニュースポーツを楽しみながら競技しました。

今回の競技種目は、ドッヂビー（小学生以上）、カローリング（中学生以上）、バルバレー（高校生以上）の3種目で行われました。

ドッヂビー

バルバレー

ドッヂビーは、今回も子どもたちの白熱した戦いぶりで、保護者の応援もヒートアップしていました。結果は昨年菊池北小に統合された水源小のチームが優勝し、仲間との思い出づくりもできたようです。カローリングはカーリングのフロア版ですが、ソチオリンピックさながら、的を狙う眼は真剣そのもの、好プレーが見られました。バルバレーは今回初めての種目です。風船にカバーをかけたボールを2個使用し、お互いのコートから同時にサーブします。全員がタッチして相手のコートへ、もたもたしてると2個のボールが同じコートに入ってしまってんやわんやとなります。競技中は終始笑いが絶えませんでした。競技終了後は抽選会も行われ、旭志牛が当たって喜ぶ選手の姿も。

来年は2月に開催予定です。ぜひ皆さんも奮ってご参加ください。

優勝チームのコメント

▼ドッヂビー

水源チーム
最後に水源だけで優勝できて思い出になりました。

▼カローリング

水源チーム
まぐれです。ラッキーボーイが1人いて優勝できました。

▼バルバレー

川辺チーム
未経験ながらもチームワークで頑張りました。楽しかったです。

出前講座好評開催中！

①菊池市母子寡婦福祉連合会
レクリエーション
2月2日

菊池郡市から約150人が参加しニュースポーツを体験しました。ほとんどの人が初めての体験だったようですが、各コーナーで笑顔が見られ、楽しそうに競技をしていました。

菊池市母子寡婦福祉連合会
レクリエーション

②旭志幼稚園ニュースポーツ
レクリエーション
2月8日　旭志体育館

園児全員が保護者と一緒にニュースポーツを体験しました。慣れない遊びでとまどいもあったと思いますが、保護者と一緒に楽しめたようです。保護者の方が夢中になっているようすもうかがえました。

旭志幼稚園ニュースポーツ
レクリエーション

旭志幼稚園ニュースポーツ
レクリエーション

③菊池南中2年3組クラス
レクリエーション
2月15日　菊池市総合体育館

ニュースポーツの体験・競技が行われました。男女別にチームをつくり、対抗戦で競いました。初めてながらも笑顔を見せながら競技していました。

菊池南中2年3組クラス
レクリエーション

保護者からの感想

今回、スポーツレクリエーションということで、ニュースポーツにチャレンジしました。初めてで若干不安を感じながら挑みましたが、分かりやすい競技説明と競技自体の楽しさで、体育館のあちらこちらから笑顔と歓声が湧き起こりました。子どもたちに新しいことへチャレンジすることの楽しさを伝えることができたので、大成功だと思いました。

問い合わせ先　市民課市民年金係　☎0968（25）7211、各総合支所総務民生課

平成26年度の国民年金保険料月額は 15,250円です

4月から平成27年3月までの国民年金保険料の月額は、前年度より **210** 円引き上げられます。

▼平成26年度　国民年金保険料納付額比較

※平成27年度の保険料額は、15,590円です。

支払方法	1カ月分		6カ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付、翌月末振替の口座振替）	15,250円	−	91,500円	−	183,000円	−	370,080円	−
【早割】（当月末振替の口座振替）	15,200円	50円	91,200円	300円	182,400円	600円	368,880円	1,200円
6カ月前納（現金納付）	−	−	90,760円	740円	181,520円	1,480円	367,080円	3,000円
6カ月前納（口座振替）	−	−	90,460円	1,040円	180,920円	2,080円	365,880円	4,200円
1年前納（現金納付）	−	−	−	−	179,750円	3,250円	363,510円	6,570円
1年前納（口座振替）	−	−	−	−	179,160円	3,840円	362,320円	7,760円
2年前納（口座振替）	−	−	−	−	−	−	355,280円	14,800円

「年金機能強化法」が施行されました！

4月1日に「年金機能強化法」が施行されました。そのうち、年金給付に関する改正事項をご紹介します。

子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

国民年金に加入していた妻が亡くなった場合に、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されるようになります。（4月1日以降の死亡が対象）

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

未支給年金（亡くなった人が受け取れるはずだった未払いの年金）を受け取れる遺族の範囲が、「配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹」から「それ以外の3親等以内の親族（甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など）」まで拡大されます。（4月1日以降の死亡が対象）

任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申し出により加入をしていた人）が保険料を納付しなかった期間は未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでしたが、改正後は受給資格期間に算入されます。

繰り下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって受け取れます

これまで老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰り下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の翌月から増額された年金が支給されます。

障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます

障害基礎年金や障害厚生年金を受けている人の障がいで、政令に定められた障がいの程度が増進したことが明らかな場合には、1年を待たずに額改定の請求をすることができます。

障害者特例による給付がさかのぼって受けられます

特例厚生年金の受給者が、障がいの状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する程度）にある場合に適用される特例制度が改正されました。すでに障害年金を受けている人が請求した場合は、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

年金受給者が所在不明となった場合は届け出が必要です

年金受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員はその旨を年金事務所へ届出ることになりました。生存の事実確認ができない場合は、年金の支払が一時止まります。

1・2年度前納の口座振替日は4月30日㈬です

残高不足で口座からの引き落としができなかった場合は、割引がなくなります（毎月の口座振替に切り替わります）。特に、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込んだ人は、1年前納の保険料に加えて3月分の保険料（15,040円）が同時に引き落とされますので、残高不足にくれぐれもご注意ください。